

⑦ 医療資源の少ない地域の対象地域の見直し

第1 基本的な考え方

医療資源の少ない地域に配慮した評価を適切に推進する観点から、第8次医療計画における二次医療圏の見直しの予定等を踏まえ、医療資源の少ない地域の対象となる地域を見直す。

第2 具体的な内容

医療資源の少ない地域について、第8次医療計画における二次医療圏の見直しの予定に対応するとともに、直近の統計を用いて、対象地域を見直す。

改定案	現行
別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域 一～三 (略) (削除)	別表第六の二 厚生労働大臣が定める地域 一～三 (略)
四～十 (略) (削除)	四 <u>北海道帯広市、音更町、士幌町、上士幌町、鹿追町、新得町、清水町、芽室町、中札内村、更別村、大樹町、広尾町、幕別町、池田町、豊頃町、本別町、足寄町、陸別町及び浦幌町の地域</u>
十一 <u>秋田県大仙市、仙北市、美郷町、横手市、湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域</u> (削除)	五～十一 (略)
十二～十五 (略)	十二 <u>秋田県北秋田市及び上小阿仁村の地域</u>
十六 <u>石川県輪島市、珠洲市、穴水町及び能登町の地域</u>	十三 <u>秋田県大仙市、仙北市及び美郷町の地域</u>
十七～二十七 (略) (削除)	十四 <u>秋田県湯沢市、羽後町及び東成瀬村の地域</u>
二十八～三十七 (略) (中略)	十五～十八 (略) (新設)
	十九～二十九 (略)
	三十 <u>島根県大田市及び邑智郡の地域</u>
	三十一～四十 (略) (中略)

<p>[経過措置] <u>令和6年3月31日において、現に改正前の厚生労働大臣が定める地域に存在する保険医療機関が、医療資源の少ない地域の評価に係る届出を行っている場合は、令和8年5月31日までの間、なお効力を有するものとする。</u></p>	<p>[経過措置] (新設)</p>
--	------------------------